

第13回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
平成30年2月15日

上野谷提出資料

社会福祉士養成教育の見直しについて



一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

社会福祉士養成教育の見直しについて

1. 分野横断的、総合的かつ包括的な実践が行えるソーシャルワーク専門職を養成するための教育内容の再編と、教員及び実習指導者の要件の見直しを検討すべき

- 個人への支援に加え、地域を基盤とした総合的かつ包括的な支援を担うことができ、地域課題の解決に向けた取り組みを地域で中核的に行えるソーシャルワーク専門職を養成するため、現行カリキュラムを精査するとともに、カリキュラムにソーシャルワークに関する科目を基幹科目として位置づけ、基幹科目を担当する教員については講習会の受講を含めた教員要件を新たに設けるなど、カリキュラム内容とともに教育体制についても見直しを行うべき。
- また、実習・演習担当教員及び実習指導者の要件についても、実習・演習担当教員講習会及び実習指導者講習会の時間数及び内容を今日的状況を踏まえた時間数・内容に拡充・改変するなどの見直しを行うべき。
- 社会福祉士が多様な分野・領域で働く現状において、それぞれの分野・領域を科目として独立させると科目が細分化されるため、必要な教育内容を盛り込みつつも、科目が過度に細分化されすぎないように留意して検討を行うべき。
- また、国家試験の科目も、現在19科目と他の国家資格に比して細分化されている現状を踏まえ、例えば科目群による出題とするなどの見直しを行うべき。

2. 実習科目の時間数を大幅に増加するとともに、現行の相談援助実習とは別の枠組みを新たに設け、総合的、段階的かつ多様な実習教育が行えるよう検討すべき

- 現行の社会福祉士養成制度では、実習科目は「相談援助実習」（180時間以上）及び「相談援助実習指導」（90時間以上）を行うこととなっているが、見直しにあたっては、現行の相談援助実習を基幹的なソーシャルワーク実習として位置づけ、時間数を増加するべき。
- また、実習科目以外の科目（講義科目や演習科目）においてもアクティブラーニング等の教育方法を活用しながらソーシャルワークに関する知識・技術を実践現場において学ぶことができる時間（※）を一定時間確保する新たな枠組みを位置づけ、一定の基準を設けたうえで、総合的・段階的かつ多様なソーシャルワーク実習が行えるよう、実践的なカリキュラムに見直すべき。

※ 見学実習やフィールドワーク、インターンシップなど。その際は、ソーシャルワーク専門職に必要な内容に限ることとし、海外で行うソーシャルワークに関するフィールドワークや実習についても認めていくべき。

3. 社会福祉士養成教育のカリキュラム総時間数を増加すべき

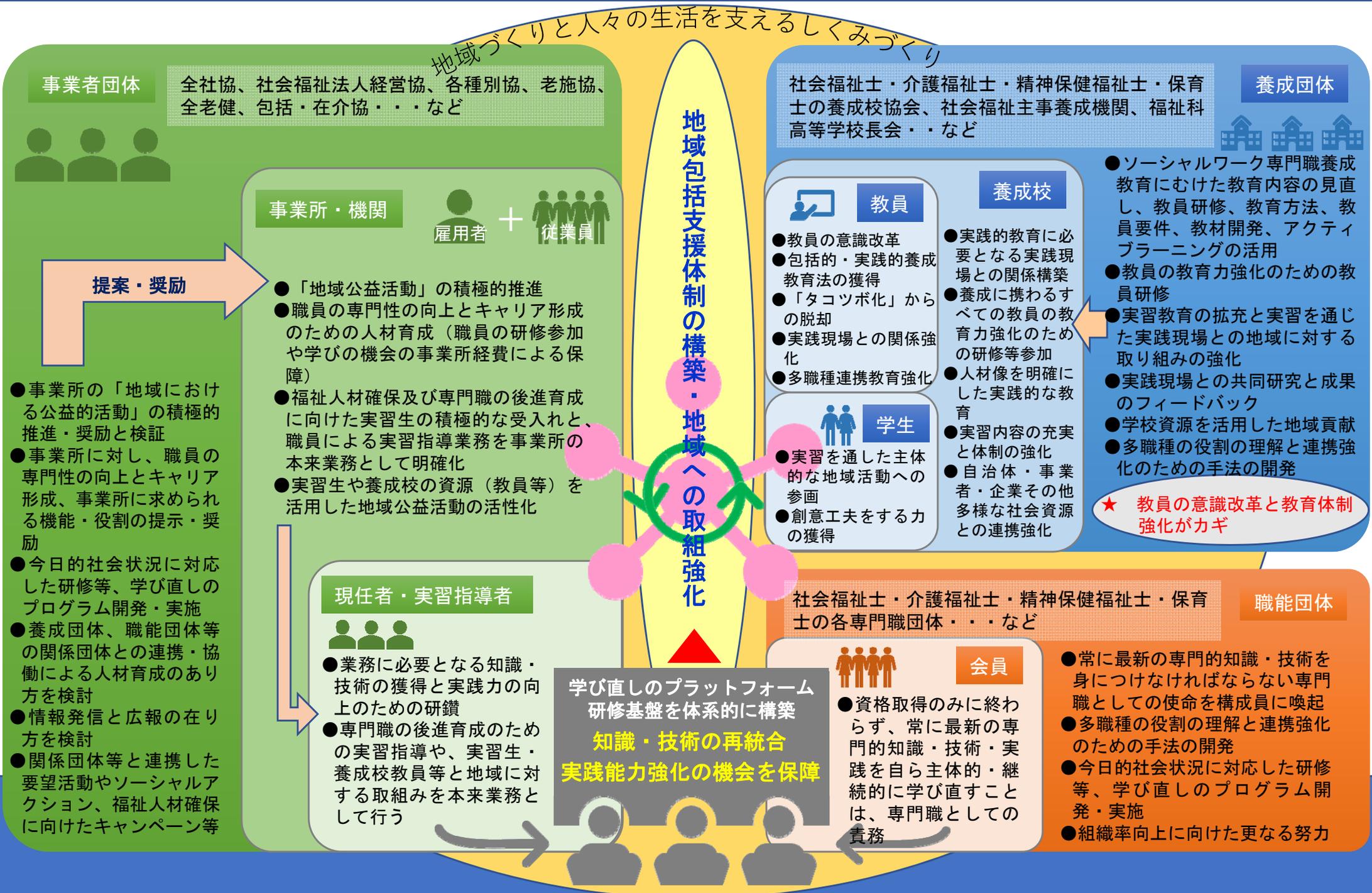
- 地域共生社会の実現に向けて、総合的・包括的相談支援体制の構築や住民の地域生活課題を解決していく体制を構築していく上で、社会福祉士がその中核的な役割を果たしていくためには、個人への支援に加えて、地域における取り組みについての教育内容を強化していく必要があり、現行法で許容される範囲において、カリキュラムの総時間数を可能な限り増加したうえで教育内容を見直すべき。

4. 科目名称に「ソーシャルワーク」を明確に位置付けるべき

- 社会福祉士がソーシャルワーク専門職として共通認識を得られている状況や、国家試験においてもソーシャルワークのグローバル定義をはじめ、ソーシャルワークに関する知識を問う試験問題がこれまで出題されていることから、科目名称に「ソーシャルワーク」を明確に位置付けるべき。

5. カリキュラムを5年程度のサイクルで定期的に見直すことができるよう、省令で規定すべき。

- 前回のカリキュラム改正（平成19年）から10年余りが経過しているが、今後、地域を基盤としたソーシャルワークが実践できる専門職を安定的に養成していく観点から、5年程度のサイクルでカリキュラムを点検・見直すことができるよう省令で規定するとともに、その検討体制を設けるべき。

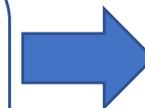


全社協・社会福祉施設協議会連絡会パンフレット「社会福祉法人であることの自覚と実践」(H26.9.25) pp4-5に加筆(赤字部分)

社会福祉法人の「地域における公益的な活動」の着眼点

- 地域性を考慮する(真に地域ニーズに沿った事業展開を図る)
- 多様化し複雑化する新たな福祉ニーズに対応する
- 制度によるサービスだけでは対応できない課題(単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの人びとに対する支援など「制度の狭間の課題」)に対応する
- 制度の範囲で提供されるサービスだけにとどまらない支援を行う
- 事業者の参入がない過疎地等における制度に基づくサービスの実施、継続
- 生活困窮者自立支援法の施行に対応する
- 地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担う
- 個性豊かな地域社会づくり、地域再生の中心としての貢献

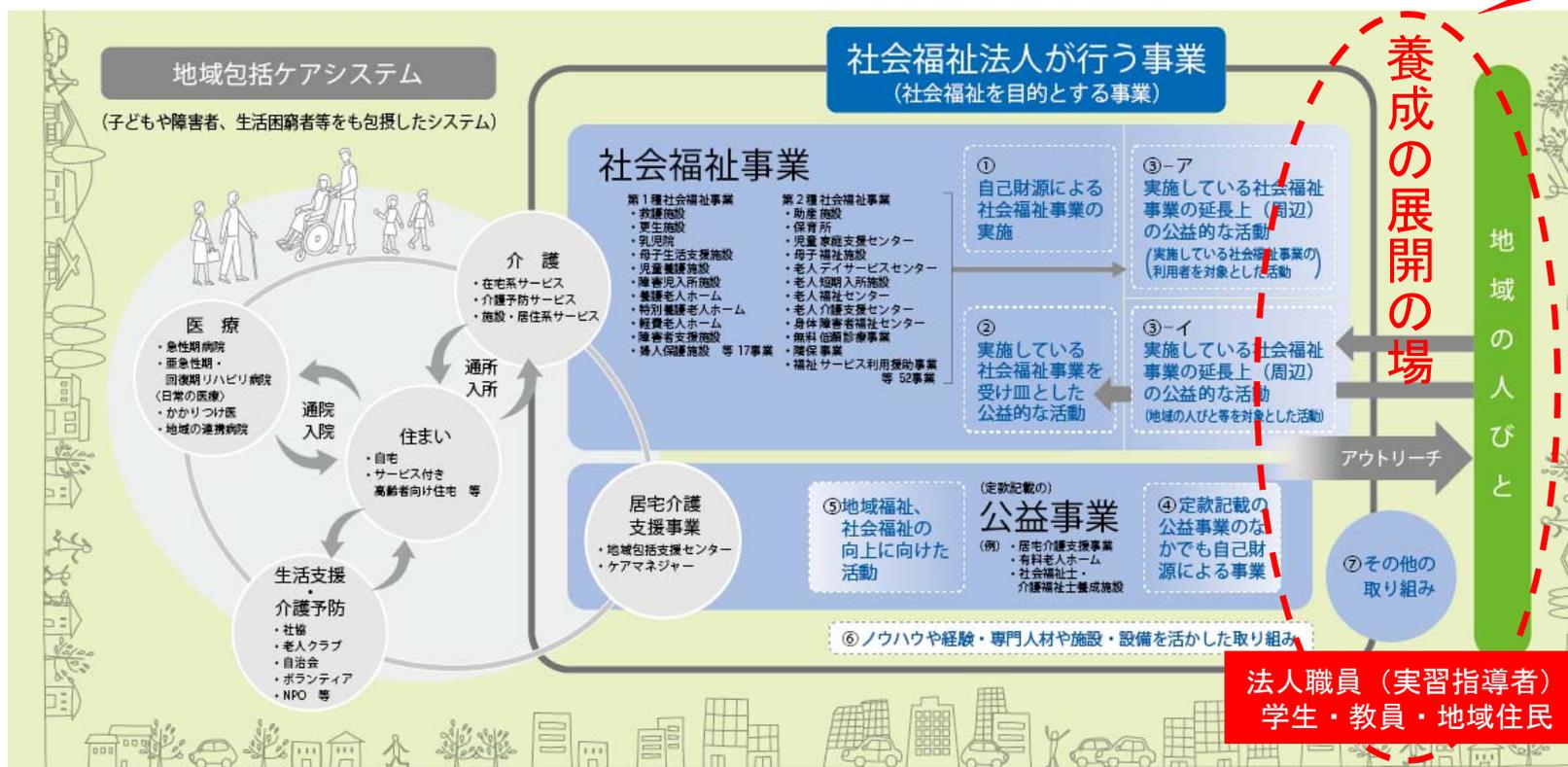
社会福祉法人は、こうした活動を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けている。こうした優遇措置によって得た原資は、主たる事業である社会福祉事業はもとより、地域での福祉サービスとして還元することが求められていることを改めて認識する必要がある。



「着眼点」を社会福祉士養成教育内容や実習プログラムに落とし込む

社会福祉士養成教育

- 社会福祉法人の実習指導担当職員(実習指導者)は「地域における公益的な活動」に実習生とともに地域住民と取り組むことで、実習指導が組織的承認のもとで業務として展開できる。
- 社会福祉法人の「地域公益活動」に養成校の資源(教員・学生・施設)を活用できる。
- 学生は実習で、社会福祉法人が果たすべき地域アセスメントの方法や地域における取り組みが学べる。
- 地域における公益的な活動が、当該社会福祉法人の社会的評価を高めるとともに、「地域に強い」社会福祉士の養成機能も果たすことができる。
- 学生が社会福祉法人に就職しようとする動機付けになる可能性がある。等、相乗効果が期待できる。



「地域における公益的な活動」と「社会福祉士実習」の展開は、社会福祉法人にとどまらず、自治体を含む様々な機関・団体や人との協働により地域の活性化、地域共生社会の実現に向けた取組として期待できるのではないか。